



シンガポール法人の Voluntary Winding Up (任意清算) の手続きについて

One Asia Lawyers Group
Focus Law Asia LLC

1 Voluntary Winding Up (任意清算) の種類及び、根拠条文について

(1) 任意清算の種類

任意清算の方法には以下の2種類の方法がシンガポール法上存在する。

- Creditor's Voluntary Winding Up : 債権者による任意清算
- Member's Voluntary Winding Up : 株主による任意清算

(2) Voluntary Winding Up の根拠となる条文の概要

Voluntary Winding Up (任意清算) にかかる規制は、Insolvency, Restructuring and Dissolution Act 2018 (No. 40 of 2018)¹ (IRDA) に定められている。

- IRDA 第 119 条から第 123 条、第 186 条から第 244 条は、全ての Winding Up に適用される条文である。
- IRDA 第 160 条から第 163 条、第 171 条から第 185 条は、全ての Voluntary Winding Up に適用される条文である。
- IRDA 第 164 条から第 165 条は、Member's Voluntary Winding Up に適用される規定である。
- IRDA 第 166 条から第 170 条は、Creditor's Voluntary Winding Up に適用される条文である。

2 Voluntary Winding Up (任意清算) にかかる一般条項

以下の事項は債権者および株主による任意清算いずれにも適用される。

(1) 任意清算の決議

任意清算は、以下の場合に申請することができる²。

- 定款に規定された会社の法人としての存続期間を渡過し、株主総会普通決議 (一般的には過半数) で解散の議案について可決した場合

¹ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/40-2018/Published/20181107?DocDate=20181107#pr160->

² IRDA 第 160 条(1)(a)(b)



- 会社定款で解散の条件について定めており、かかる条件を満たした時に株主総会普通決議で解散の議案について可決した場合、または
- 株主総会特別決議（一般的には76%超）によって、任意清算の実行を決議をした場合（⇒一般的にはこの方法が用いられる）

（2）届出・広告

任意清算を行う企業は³、

- 清算の決議後7日以内に、かかる決議について会計企業規制庁（ACRA）⁴に提出しなければならない。
- 清算の決議後10日以内に、官報及び一社以上の英語表記の現地日刊新聞にて、かかる決議が行われたことについて広告しなければならない。

（3）暫定清算人の選任、権限等

- ① 取締役が、(a) 企業が、負債を理由として事業を継続することができないこと、(b) Statutory Declaration 作成日から30日以内に開催する株主総会及び債権者集会の招集を行ったこと、の記載のある Statutory Declaration を、管財人（Official Receiver）⁵及び ACRA に提出した場合には、取締役は、Insolvency Practitioner⁶を暫定清算人として選任しなければならない⁷。
- ② 暫定清算人は、原則、清算人（Liquidator）に付与される全ての権限を行使できる⁸。任期は、選任後30日間（又は管財人が許可する延長期間）を限度に、清算人が選任されるまで継続する⁹。暫定清算人の選任後14日以内に、選任の通知及

³ IRDA 第 160 条(2)(a)(b)

⁴ IRDA においては、「Registrar of Companies」と呼称されている。Registrar of Companies とは、会社法（Companies Act, Ch. 50）第 8 条に基づき選任された ACRA の会社登記官を意味し、会社登記官代理（Deputy Registrar of Companies）または会社登録官補佐（Assistant Registrar of Companies）を含む。

⁵ 管財人とは、IRDA 第 17 条(1)に基づき選任された管財人（Official Receiver）を指し、管財人代理（Deputy Official Receiver）、管財人補佐（Senior Assistant Official Receiver、Assistant Official Receiver）を含む。

⁶ IRDA 第 51 条に基づきライセンスを付与された破産管財の専門家を指す。

⁷ IRDA 第 161 条(1)(a)(b)

⁸ IRDA 第 161 条(2)

⁹ IRDA 第 161 条(3)



び上述①の Statutory Declaration を、官報及び一社以上の英語表記の現地日刊新聞にて広告しなければならない¹⁰。

- ③ 暫定清算人は、会社の資産を保護するためなど、一定の例外に該当する場合を除き、債権者集会が開催される前は、権限を行使することができない¹¹。

(4) 清算手続きの開始

任意清算の手続きが開始するのは、以下の時点である¹²。

- 清算の決議がなされる前に暫定清算人が選任された場合は、上述(3)①の Statutory Declaration が ACRA に提出された時
- その他の場合は、任意清算の決議がなされた時

(5) 事業活動の禁止

会社は、任意清算が開始した時から、清算人が有益な清算において必要と認めない限り、事業活動を行うことができない¹³。もっとも、企業の権能は、定款の反する規定にかかわらず、継続する¹⁴。清算開始後の株式の移管及び株主の状態の変更は、清算人の認めるもの以外、無効である¹⁵。

(6) Solvency Statement

株主による任意清算の場合、清算の決議が行われる株主総会の招集通知が送付される日より前に、取締役会において、過半数の取締役により以下の宣誓書

(Solvency Statement) を作成し、ACRA に登記しなければならない¹⁶。

- ① 会社の財政状態について調査をしたこと
- ② 取締役会にて、会社の清算手続き開始後 12 ヶ月以内に債務を完済することができるとの意見を形成したこと。

¹⁰ IRDA 第 161 条(4)

¹¹ IRDA 第 171 条

¹² IRDA 第 161 条(6)(a)(b)

¹³ IRDA 第 162 条(1)

¹⁴ IRDA 第 162 条(2)

¹⁵ IRDA 第 162 条(3)

¹⁶ IRDA 第 163 条(1)、(3)(c)



なお、Solvency Statement には、偶発資産を含む会社の資産、債務、及び清算の概算費用を記載した財政状態計算書（Statement of Affairs）を添付する必要がある¹⁷。Statement of Affairs は、可能な限り Solvency Statement の作成日に近い最新の情報に記載されたものである必要がある。また、Solvency Statement は任意清算の決議前の 5 週間以内に作成されなければならない¹⁸。

合理的根拠がないにもかかわらず Solvency Statement を作成した取締役は、刑事責任を負い、最高で 5,000 シンガポールドルの罰金、12 か月の禁固刑、又はその両方が課される¹⁹。実際に清算手続き開始後 12 か月以内に債務が完済されなかった場合は、かかる合理的根拠がなかったと推定される²⁰ため、Solvency Statement の作成は慎重に決定する必要がある。

（7）その他特筆事項

清算人の選任手続きや資格の不備の有無にかかわらず、清算人の処分行為は有効である。また、善意の第三者の保護についても定められている²¹。清算人は会社の資産の処分・債務の弁済について幅広い権限が与えられている²²。会社の譲渡についても、株主の特別決議により権限が付与されれば可能である²³。

清算に 1 年以上継続する場合は、1 年経過ごとに株主総会（債権者集会）を召集し、手続きの進捗状況を説明しなければならない²⁴。

裁判所へ支払い不能による清算の申し立てが行われた場合は、裁判所の許可がない限り、任意清算の決議をしてはならない²⁵。

¹⁷ IRDA 第 163 条(2)

¹⁸ IRDA 第 162 条(3)(b)

¹⁹ IRDA 第 162 条(4)

²⁰ IRDA 第 162 条(5)

²¹ IRDA 第 176 条

²² IRDA 第 177 条

²³ IRDA 第 178 条

²⁴ IRDA 第 179 条

²⁵ IRDA 第 184 条



IRDA 第 185 条には、株主総会・債権者集会のデフォルトの招集通知期間、招集通知の送付方法、債権者集会の定足などの細則が規定されている。

3 Member's Voluntary Winding Up (株主による任意清算)

(1) 清算人について

- ① 清算人は、株主総会の普通決議にて選任され、選任後は、清算人又は清算人の承認を得て株主総会により別段の決定がされない限り、取締役の権限は消滅する²⁶。清算人は、Contributory²⁷が特別通知により招集した株主総会において特別決議により解任することが可能である²⁸。
- ② 清算人が、清算手続き開始後 12 か月以内に債務を完済できないと認めた場合、30 日以内に、7 日以上の通知期間をもって債権者集会を招集し、資産負債表 (Statement of Assets and Liabilities) を提示する。債権者集会において、債権者は、既存の清算人に代わる新たな清算人を選任できる。債権者集会以降は、当該清算手続きは、後記 4 に詳述する債権者による任意清算 (Creditors' Voluntary Winding Up) として進められる²⁹。

(2) 手続きの流れについて

- ① 取締役会において、任意清算実施の決議のための臨時株主総会招集について決定し、Solvency Statement の作成を行う³⁰。前記 2(6)の通り、Solvency Statement には Statement of Affairs を添付する³¹。Solvency Statement は、臨時株主総会招集の通知を発送する前に ACRA に登記する必要がある³²。
- ② 上記①の Solvency Statement の作成後 5 週間以内に、臨時株主総会を招集し、

²⁶ IRDA 第 164 条

²⁷ IRDA 第 164 条(3)

²⁸ Contributory とは会社法に定義されており、会社が清算された場合に会社の資産に貢献する責任を負う者を意味する。会社の払込株式の保有者を含む。Contributory であることの最終決定に先立ち Contributory であると考えられる者を含む。

²⁹ IRDA 第 165 条

³⁰ IRDA 第 163 条(1)

³¹ IRDA 第 163 条(2)

³² IRDA 第 163 条(3)(c)



任意清算の特別決議を行う³³。

- ③ 上記②の 7 日以内に決議を ACRA へ登記する³⁴。また、上記②の 10 日以内に官報及び一社以上の英語表記の現地日刊新聞にて広告を行う³⁵。
- ④ 清算人を選任する。清算人は、その選任後 14 日間以内に、選任について ACRA 及び管財人に通知する³⁶。
- ⑤ 清算人は、資産・負債の処分、納税処理、残余財産の分配を実施する。
- ⑥ 株主総会を開催*し、清算人が清算結果を報告する³⁷。*開催の 30 日前までに官報及び一社以上の英語表記の現地日刊新聞にて広告を行い、複写を管財人へ送付しなければならない³⁸。
- ⑦ 上記⑤の 7 日以内に ACRA へ清算結果を届出る³⁹。
- ⑧ 上記⑥から 3 か月後に法人の登記が抹消される⁴⁰。

4 Creditor's Voluntary Winding Up (債権者による任意清算)

(1) 概要

債権者による任意清算は、前期 3(2)①の Solvency Statement が作成できなかった場合、又は 3(1)②の通り清算人が判断した場合の清算方法であり、債権者による申し立ての清算ではない。

(2) 清算人について

清算人は会社により選任されるが、債権者は、債権者集会において候補を選任することができ、会社との間で清算人の選任で競合した場合、又は債権者が選任をしなかった場合は、会社の選任した者が清算人となる⁴¹。

³³ IRDA 第 163 条(3)

³⁴ IRDA 第 160 条(2)(a)

³⁵ IRDA 第 160 条(2)(b)

³⁶ IRDA 第 191 条(1)(a)

³⁷ IRDA 第 180 条(1)(b)

³⁸ IRDA 第 180 条(2)

³⁹ IRDA 第 180 条(3)

⁴⁰ IRDA 第 180 条(6)

⁴¹ IRDA 第 167 条(1)



(3) 監査委員会 (Committee of Inspection) について

債権者集会において、債権者は、監査委員会を設置することができる。監査委員会は、会社の選任する債権者、Contributory などの最高 5 人で構成される⁴²。

(4) 手続きの流れについて

- ① 株主による清算 (Members' Voluntary Winding-up) において、清算人が Solvency Statement の通りの支払いができないと判断した場合は、前記 3(1)② の通り手続きを進める。
- ② 上記①以外の場合 (Solvency Statement の作成ができないが任意清算を実施する場合) は、取締役会において任意清算実施の決議のための臨時株主総会招集について決定する。
- ③ 株主総会の招集と同時に債権者集会を招集する。債権者集会の開催日は、清算の決議を行う株主総会の開催日又はその翌日とする⁴³。債権者集会の招集通知には全債権者の名前及び債権額を記載し、債権者集会開催の 10 日前までに送付する⁴⁴。債権者集会開催の 7 日前までに官報及び一社以上の英語表記の現地日刊新聞にて広告を行う⁴⁵。
- ④ 取締役は資産の評価方法を記載した完全な財政状態計算書 (Full Statement of Affairs) を作成し、債権者集会にて開示する⁴⁶。
- ⑤ 株主総会決議後 7 日以内に決議を ACRA へ登記する⁴⁷。10 日以内に官報及び一社以上の英語表記の現地日刊新聞にて広告を行う⁴⁸。
- ⑥ 清算人を選任する。清算人は、その選任後 14 日間以内に、選任について ACRA 及び管財人に通知する⁴⁹。
- ⑦ 清算人は、資産・負債の処分、納税処理、残余財産の分配を実施する。
- ⑧ 株主総会及び債権者集会を開催*し、清算人が清算結果を報告する⁵⁰。*開催

⁴² IRDA 第 169 条、第 151 条

⁴³ IRDA 第 166 条(1)

⁴⁴ IRDA 第 166 条(2)

⁴⁵ IRDA 第 166 条(3)

⁴⁶ IRDA 第 166 条(4)

⁴⁷ IRDA 第 160 条(2)(a)

⁴⁸ IRDA 第 160 条(2)(b)

⁴⁹ IRDA 第 191 条(1)(a)

⁵⁰ IRDA 第 180 条(1)(b)



の 30 日前までに官報及び一社以上の英語表記の現地日刊新聞にて広告を行い、複写を管財人へ送付しなければならない⁵¹。

- ⑨ 上記⑧の 7 日以内に ACRA へ清算結果を届出る⁵²。
- ⑩ 上記⑨から 3 か月後に法人の登記が抹消される⁵³。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

⁵¹ IRDA 第 180 条(2)

⁵² IRDA 第 180 条(3)

⁵³ IRDA 第 180 条(6)